

# 地域内の複数事業者における

## 同一海域利用に関する軋轢の回避

—東京都神津島の漁業、遊魚業、ダイビング事業を事例として—

### Resolution of conflicts among stakeholder groups in marine areas of Kozushima island, Tokyo

座間 いづみ \*・沼田 真也 \*

Izumi Zama Shinya Numata

#### 摘要

海域を同所的に利用する、漁業、遊魚業、海洋性レクリエーション事業等の間には様々な軋轢が生じている。本研究は、東京都神津島の海洋性レクリエーション事業者と地域産業に注目し、それらの海域の利用と、軋轢の現状を把握した。神津島の漁業、遊魚業、ダイビング事業の利用海域は事業者間で大きく重なっていたが、事業者間で大きな軋轢は生じていなかった。その理由として海面利用協議会という既存の組織、制度が機能していることが重要であると考えられた。一方で、この海面利用協議会を機能させるために、①島内関係者がダイビングショップを経営していること、②地域外の事業者が地域内の海域を利用していないこと、③海域を利用する事業者の全てに協会があること、④事業者間の優先順があること、が重要であると考えられた。海面利用協議会は他の島嶼地域にも存在するため、このような制度が活用されれば、事業者間の軋轢を解消できると考えられる。

#### 1. 序論

日本国内を始めとして、世界の様々な海域は複数の主体によって利用されている。現在、日本において海域を利用する主な事業者は、漁業者、遊魚業者、海洋性レクリエーション事業者が挙げられる。通常、海域において最も古くから事業を行い、営利目的で水産資源を採集するのが漁業であり、水産資源を採集する際に、漁業権を必要とする。一方、遊魚は、水産資源の売買により利益を得るのではなく、レクリエーション等の目的で水産資源の採集をする。そのため、遊魚業者は、レクリエーションで水産資源を採集する人々に対して、情報提供を行ったり、これらの人々を船で釣場に連れて行ったりといったサービスで利益を得ている。

海洋性レクリエーションは、サーフィン、スキューバダイビング、ボートセーリング等を指し、近年になり発達してきた事業である。海洋性レクリエーションの中でも、スキューバダイビングは特に漁業者との軋轢が

生じている。スキューバダイビングは、水中で呼吸するための潜水用具であるアクアラング(自給式潜水呼吸装置)を装着して、潜水行為を行うマリンスポーツ・マリレジャーを指す(圓田 2006)。ダイビング事業者は、ダイビング・ポイントで水中のガイド等を行うことで利益を得る。ダイビング・ポイントとは、スキューバダイビングが可能な限定された海域を示し、ダイバーにとって魅力的な資源(海洋生物・海底地形)を有し、かつ、地域の漁業組合の了承を得ていることが条件となる。

日本国内でのスキューバダイビングは、高度経済成長以降に活性化した海洋性レクリエーションとされ、バブル期(1980年代末)に、映画『彼女が水着に着替えたら』(1989年公開)がきっかけとなり、若者に急速に普及した(圓田 2006)。2001年にはダイバー人口が100万人を超え(池 2009)、さらに年間約5万人が新たにCカードを取得している(Cカード協会動向調査)。

スキューバダイビングは、比較的収入に恵まれた人々の趣味性の高いスポーツであり、経済の好不況に大きな影響を受けることが少ない。さらに、ダイビング事業は、一日で客一人につき1~3万円の収入を見込む

\*首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域  
〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1  
e-mail: izumi\_z@amail.plala.or.jp

ことが出来、ダイビングショップが旅館を営んでいる場合は、宿泊料が収入として期待される(高橋 2011)。

海洋性レクリエーションが発達するバブル崩壊以前は、漁業者と遊漁業者の海域利用における対立が深刻であったため、農林水産省通達により、各都道府県に漁場利用調整協議会(昭和 45 年)、漁場利用地区調整協議会(昭和 54 年)が設置され、海域利用に関する調整が行われてきた。

その後、バブル期に海洋性レクリエーションの発達に伴い、漁業者と遊漁業者間のみでの海域利用に関する調整だけでは不十分となった。そこで、平成 6 年 7 月の農林水産省通達により、漁業者と遊漁業者、海洋性レクリエーション事業者の海域利用に関する事項の調整・解決を図ることを目的として漁場利用調整協議会、漁場利用調整地区協議会に代わり海面利用協議会が各都道府県に設置された(『海面利用協議会等の設置について』平成 6 年 7 月)。現在では、海面利用協議会は、都道府県レベルだけではなく、必要に応じて市町村レベルでも設置されている。

しかし、このような海面利用協議会が設置されているにも関わらず、漁業者と海洋性レクリエーション事業者、特にダイビング事業者との間に生じる軋轢が問題となっている。

例えば、静岡県沼津市大瀬崎は、伊豆半島西側に位置する全国有数のダイビング・ポイントである。ダイバーは、この大瀬崎を潜水する際、潜水券の購入が義務付けられている。これによる収益は、安全対策及び漁場管理費・遭難対策費などに当てられる。しかし、この潜水権が不当徴収であるとして一部のダイバーが地元漁協に対して、これまで支払ってきた潜水料の返還と損害賠償を求めて訴訟を起こしたが、最終的な判決では、酵素側の訴えが棄却された(池ほか 1999)。

また、沖縄県宮古島は、東京からおよそ 2000km の位置にあり、大小 6 つの島(宮古島、来間島、池間島、伊良部島、下地島、大神島)からなる(宮古島市ホームページ)。ダイビングにおける潜水環境は、島全体が低地で平坦であり、大きな河川がないため、海の透明度も高く、宮古島周辺の海域だけでダイビング・ポイントは 30 ヶ所を超えられている。漁業の際に、ダイビング事業が漁業権侵害行為であるとして、漁協がダイビング事業者の漁業権海域利用差し止め仮処分を請求したが、この漁協の請求は棄却された。

これらの二つの訴訟は、漁業者と海洋性レクリエーション事業者、特にダイビング事業者との軋轢が表面化してきたものであり、これらの事例以外にも漁協と

海洋性レクリエーション事業者間の海域利用に関する軋轢が生じている可能性が高い。

海域利用に関する研究は、社会学の分野で多く行われてきた。一部において、高知県柏島を対象とし、地元漁業組合とダイビング事業者が対立している事例(横尾 2004)や地元漁業組合とダイビング事業者の住み分けが行われ、大きな対立がない事例(山中 2005)が挙げられている。しかし、これまでの研究の多くは「地域の海域利用の変遷」及び「現用把握」に関するものがほとんどであり、地元漁業組合とダイビング事業者の海域利用に関する関係性の研究が多い。一方で、海域は複数の主体により利用されているため、海洋性レクリエーション事業よりも以前より海域を利用している、遊漁業者を含む、漁業者、遊漁業者、海洋性レクリエーション事業者の三事業者間の海域利用に関する関係性については不明な点が多い。

それぞれの事業者がコモンズである海域を持続的に利用していくためには、地域社会内の海域を利用する主体、漁業者、遊漁業者、海洋性レクリエーション事業者の三事業者の軋轢を軽減することが必要である。そこで、本研究は、漁業者、遊漁業者、海洋性レクリエーション事業者(ダイビング・ショップ)が海洋資源をどのように認識し、利用しているかを評価し、海域利用者間の関係を抽出・評価し、海域利における軋轢を軽減するために必要な条件を明らかにすることを目的とする。

## II. 方法

### 2.1 研究対象地

本研究では、東京都神津島村で調査を行った。東京都神津島は、伊豆諸島のほぼ中間、東京から約 172 km に位置し、面積は 18.84 km<sup>2</sup>、人口は 1882 人(2010 年現在)である。海の水質、透明度が日本一にも選ばれたきれいな海で、ダイビングやマリンスポーツを目的に訪れる客が多い(神津島村役場ホームページ)。

主な産業は漁業、農業、観光業で、その中でも漁業の位置付けが最も大きく、平成 22 年では、神津島の漁業の生産額は約 8.6 億円である。次いで農業が位置づけられており、生産額は約 6000 万円である。神津島の観光産業は、島内の産業としての位置付けは最も低い。しかし、観光の生産額は 5.7 億円であり、農業を上回っている(平成 23 年度神津島村の概要資料)。一年間の来島客数はおよそ 4 万人である(図 1)。観光客が最も多く訪れる時期(ピーク期)は、7 月、8 月、9 月であり、このピーク期の来島人数及び生産額が全体の 43.96% を占める(平成 23 年神津島村の概要資料)。ピーク期に訪れる観光客のうち 50%

以上が家族連れ海水浴客である。ピーク期以外では、天上山ハイキングや登山を目的とした中高年の観光客が多くみられる。これら以外に、魚釣りを含む遊漁を目的に訪れる観光客もいる。神津島の遊漁業は、現在、遊漁船として 24 隻あり、多くの遊漁船は静岡県下田港を出港し、神津島近海及び周辺の岩礁で操業する。

神津島でスキューバダイビングが行われるようになったのは、およそ 30 年ほど前からである。現在、神津島内におけるダイビング事業者は 4 軒であり、その全てが神津島の島民が経営し、神津島ダイビング協会に加盟している。神津島の海で見ることのできる海洋生物は、他の伊豆諸島と大きな差はないが、島の西側には砂地が広がり、東側にはダイナミックな地形が広がっていて、海中の風景のバリエーションに富むという特徴がある。現在、ダイビングを目的に神津島を訪れる観光客は 1 割未満である。



図 1, 神津島来島人数(神津島観光協会資料より作成)

神津島は、自然エネルギー（波力発電）の実証実験サイトとして整備が進んでいる。自然エネルギー発電の導入により、海域利用に関する新たな利害関係が生まれる可能性がある。そのため、海域利用の現状を早急に把握することが強く求められていることから神津島を研究対象地とした。

## 2.2 研究方法

本研究では、神津島の海域を利用している漁業、遊漁業、ダイビング事業に注目する。これら三事業者の海域利用の状況を把握するため、海上保安庁及び遊漁業者、ダイビング事業者が公開する利用海域の情報を収集した。神津島の漁業については海上保安庁のホームページ(CiasNet)、遊漁業については平成 23 年神津島観光便覧及び遊漁船のホームページ、ダイビング事業者については、ダイビング指導団体である PADI JAPAN のホームページと神津島内のダイビング事業者のホームペ

ージ及びスキューバダイビングに関するパンフレットで情報収集を行った。

さらに、これらの事業者間の関係を把握するために、2011 年 10 月 26 日に神津島観光協会事務局で神津島漁業組合、神津島ダイビング協会、神津島村役場産業観光課、神津島観光協会に対して聞き取り調査を実施した。

## III. 神津島における海域利用の現状

### 3.1 漁業者による海域利用

神津島漁業組合は、神津島近海全域の共同漁業権を所有する。共同漁業権とは、一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利であり、共同漁業の免許を受けた漁協の組員が、漁業権行使規則を遵守しながら、漁業を営む権利を行使することが出来る権利である。存続期間は 10 年である(水産庁『漁業法概要』)。神津島の漁業は、この共同漁業権の範囲で創業しているが、年間を通じて全ての範囲を利用しているわけではない。神津島では、年間を通じて 10 種以上の海産物を取ることが出来る。神津島近海では、(1)一年を通じて行われる一本釣り、(2)7 月から 9 月の間に行われる「キンチャ」と呼ばれる建切網、(3)4 月から 9 月の間に行われる定置網が主な漁法である。これ以外に、6 月から 8 月にかけて刺網漁、3 月から 7 月はイカ釣り、11 月から 3 月にかけて沿岸煮縄でイセエビ漁を行う(神津島漁業協同組合ホームページ)。

### 3.2 遊漁業者による海域利用

遊漁業も神津島近海で事業が行われている。神津島沿岸部で利用されている釣り場は 53 ヶ所あり、渡し船と磯釣りが主となっている。神津島では、季節を問わず 10 種以上の魚を釣ることが出来る(平成 23 年神津島観光便覧)。

### 3.3 ダイビング事業による海域利用

ダイビング事業で利用される海域は、神津島漁業協同組合と神津島ダイビング協会によって決定される(図 2)。ダイビング事業者が実際にダイビング・ポイントとして利用しているのは一部である。これらのダイビング・ポイントの中から主要なダイビング・ポイントは 9 ヶ所である。聞き取り調査の結果から、ダイビング・ポイントを季節ごとに見ると、秋から冬(12 月から 3 月)にかけて、偏西風が強く吹くため島の西側のポイントは波が高くなる、潮が早くなる等で海が荒れるためダイビングを行うことはできなくなる。そのため、島

の東側のポイントを集中して利用していくことになる。春から夏(4月から11月)にかけては、偏西風が弱まるため島の西側のポイントも利用可能になる。そのため、神津島周辺の全てのポイントが利用可能となり利用が分散する。また、観光客が多く訪れるピーク時期(7月から9月)になると、毎日のように利用するポイントもある。神津島には東西に一つずつ港があり、そのどちらを基地港にするかによってダイビングをするポイントが大きく変わるため、利用状況にばらつきがある。

神津島のダイビング・ポイントでは、大きな群れを作るタカベ等の根付きの魚だけではなく、黒潮の影響から回遊魚や季節回遊魚を多く見ることができる。また、神津島の北西部のダイビング・ポイントは砂地が広がり、南部・南東部のポイントは水路やトンネルといった地形がメインとなっている。ダイビング事業者にとって根付きの魚や回遊魚を含む海洋生物だけではなく、水中の地形も海洋資源として認識している。

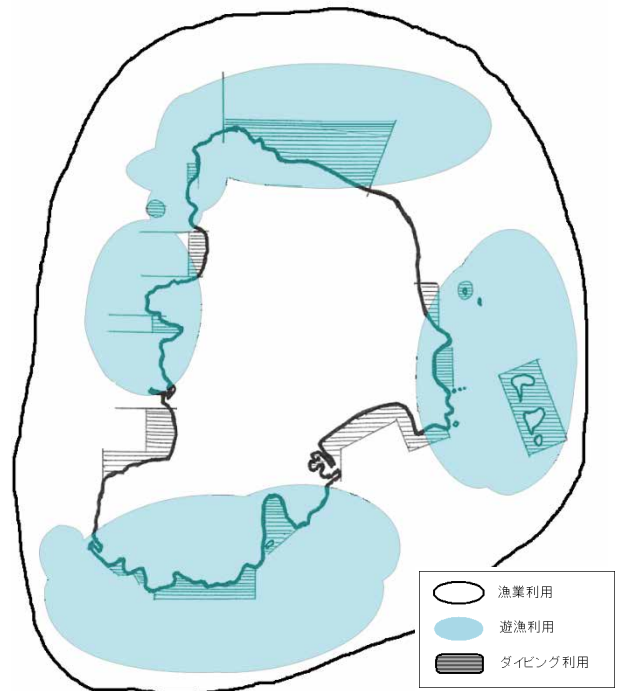


図2,漁業,遊漁業,ダイビング事業の利用海域

### 3.4 神津島の海域利用の現状のまとめ

神津島の漁業,遊漁業,ダイビング事業の利用海域に関する情報をまとめると表1のようになる。漁業の建切網・定置網とダイビング事業が同じ水深域を利用しており、これらの海域利用は空間的に重なっていた。季節については、三事業者ともほぼ一年を通じて海域を

利用している。また、遊漁業とダイビング事業では資源と認識する海洋生物も類似しており、これらの生物の生息域で両事業者ともに操業すると考えられた。このため、遊漁業とダイビング事業者の利用海域は、時間的、空間的に重なっているものと推定された。さらに、各事

表1,漁業,遊漁業,ダイビング事業の利用海域

	利用海域	利用方法 (水深(m))	季節	水産資源	
				海洋生物	その他
漁業	漁業権内	一本釣り (300~400m)	通年	キンメダイ、メダイ、ムツ	なし
		定置網 建切網 (30~40m)	4月~9月	タカベ、イサキ、シマアジ カンパチ、アカイカ等	なし
		イセエビ漁 (5~10m)	11月~3月	イセエビ	なし
遊漁業	神津島近海 イナンバ 銭洲	陸釣り 磯釣り	通年	モロコ、イサキ、カンパチ イシダイ、イシガキダイ等	なし
ダイビング事業	漁協との協 定により定 められた海 域	潜水をして海 洋生物観賞 (5~40m)	通年	大型海洋生物 Ex.オオセ、カメ等 群れを作る魚 Ex.タカベ、カンパチ等 その他海洋生物 Ex.エビ、ウミウシ等	水中地形

業者の利用可能海域を重ね合わせた結果、各事業者の利用可能海域が大きく空間的に重なっているということが分かった(図2)。遊漁業、ダイビング事業の利用海域のみを重ね合わせた場合でも、沿岸部において利用海域が大きく重なっていた。また、ダイビング事業者がダイビング・ポイントで観察する魚と遊漁業者が釣る魚を比較すると、11種(シマアジ、メジナ、モロコ、カサゴ、カンパチ、イスズミ、アオリイカ、イサキ、フエフキ、イシダイ、ソウダガツオ)が同じであった。そのうち、どの釣り場でも釣ることのできる普通種をのぞくと、モロコ、イサキ、カンパチ、イシダイ、ソウダガツオ、シマアジの6種となり、このうちシマアジ以外の5種は神津島の主要ダイビング・ポイントにも生息しており、実際の利用海域も重なっていた。

さらに、聞き取り調査から、漁業の建切網・定置網、イセエビ漁の海域がダイビング事業者と同じ海域で行われていた。建切網・定置網で取れるのはタカベ、イサキ、カンパチ等の根付きの魚であり沿岸域岩礁地帯に群生する。ダイビング事業者にとっても根付きの魚は大きな群れを作るため重要な資源となっていた。また、イセエビ漁も、ダイビング・ポイントで行われている。これらのことから、利用している海域や利用季節が重なっているため軋轢を回避するためには、三事業者間の関係性が重要となる。

## IV. 三事業者の関係

### 4.1 漁業者とダイビング事業者の関係

上述のとおり、神津島の漁業とダイビング事業における利用海域が時間的、空間的に重なっていたが、事業者に対する聞き取り調査の結果から、漁業者とダイビング事業者間では軋轢が存在していないという回答が得られた。軋轢が生じていない理由として海面利用協議会の存在が挙げられた。

神津島においても海面利用協議会設立以前は、漁業者とダイビング事業者間で海域利用における対立が生じていた。そのため、漁業組合関係者、遊漁関係者、海洋性レクリエーション関係者及び学識経験者で神津島の海面利用協議会が組織された。協議会は、漁業関係者、遊漁関係者及び海洋性レクリエーション関係者の間の紛争の予防及び解決を促進し、漁業と海洋性レクリエーションとの間の秩序の維持と海面の円滑な利用のための調整に関すること等を定めることを目的とするものである(神津島地区海面利用協議会規約)。この海面利用協議会において、神津島漁業協同組合と神津島ダイビング協会の間で神津島地先ダイビング利用協定書が

結ばれた。

この協定書により、(1)神津島ダイビング協会が利用可能な潜水海域、(2)日中及び夜間のダイビングに関する取り決め、(3)船舶の使用が決められた。

第一に、神津島ダイビング協会が利用可能な潜水海域は、神津島漁業組合と神津島ダイビング協会が協議のうえ決定され、現在は、漁業とダイビングの利用海域が一部重なっているが、協定や慣習(網を入れている時期は近くでダイビング事業を行わない等)による配慮がされることとなった。

第二に、ダイビングによる海域の利用時間は、周年6:30~17:30までと決められた。また、ナイトダイビングが実施可能なダイビング・ポイントは、「つまり」、「多幸港」、「赤崎」、「名組湾」の4ヶ所とされ、ナイトダイビングによる利用時間も日没から22:00とされた。さらに、これらの時間内にも漁業関係者の漁場の管理及び漁業操業に支障が生じないようにする等の措置を講じた。

そして、第三に、ダイビングを行うための船舶については、漁業組合員の船舶を利用することとされた。

### 4.2 ダイビング事業者と遊漁業者の関係

遊漁業者とダイビング事業者についても、利用海域は大きく重なっていたが、漁業組合とは異なり、遊漁業者とダイビング事業者間で協定は結ばれていなかった。しかし、聞き取り調査の結果から、両事業者間で積極的な交流関係は築かれていなかったものの、深刻な軋轢は生じていなかった。両事業者間に大きな軋轢は生じていない。両事業者の関係がそれほどよくないにも関わらず、大きな軋轢が生じていない理由として、慣習的な事業者間の順位付けが行われていることが挙げられた。ダイビング事業者よりも遊漁業の方が事業者としての歴史が長いこと、慣習的な事業者間の順位付けによってダイビング事業者側が遊漁業に対して配慮をしているためである。

## V. 結論

多くの地域において、ダイビング事業等の海洋性レクリエーション事業者と地域の漁協の間で対立が起こっているが、神津島では、海面利用協議会という既存の組織が利用され、機能することで海洋性レクリエーション事業者と漁協の軋轢を回避していることが明らかとなった。

神津島のように海面利用協議会等の既存の組織による軋轢の回避には、①ダイビング事業が地域関係者に

より経営されていること,②地域外のダイビング事業者が、地域内の海域を利用しないこと,③海域を利用する事業者全てに、各事業者を統括する組織があり、現在も機能していること,④海域を利用する事業者間の順位付けがされていることの4つの条件が重要であるといえる。

一方、海面利用協議会は、他の伊豆諸島や島嶼地域にも存在する。神津島は、海面利用協議会をという既存の制度、組織を利用し、漁業者と海洋性レクリエーション事業者間の軋轢を解消することができた事例の一つであると考えられる。

したがって、神津島のように既存の制度、組織を有効に利用することで、他地域での海洋性レクリエーション事業者と地元漁業組合間の軋轢を軽減することができる可能性がある。

しかし、神津島のこのような条件を他地域も満たすことが可能であるかは疑問がある。その理由として、神津島では、ダイビング事業者の全てが島内関係者により経営されているが、多くの地域はそうではない。さらに、島外のダイビング事業者が神津島近海を利用しないため、島外のダイビング事業者と地域内の漁協や他の事業者との軋轢が引き起こされる可能性が小さいと考えられる。また、海面利用協議会は、原則として漁業、遊漁業、ダイビング事業等の関係者により組織され、地域の漁協やダイビング協会等の各事業者間を繋ぐ大きな組織が必要となる。この点に関して、神津島は、漁業者、遊漁業者、ダイビング事業の全てに協会があり、島内の事業者の意見を集約することができる。さらに、海域を利用する事業者に順位付けがされていることも特異な点であった。沖縄県座間味村や高知県柏島のように、地域外のダイビング事業者がその地域内の海域を利用する、漁業組合が機能していない、ダイビング事業者を統括する組織がないという地域が多く存在する(横尾2004,山中2005)。

現在、神津島は自然エネルギー発電(波力発電)の実証実験サイトとして整備が進められている。今後、神津島の海域利用に影響を与える可能性がある。そのため、現状の三事業者の関係を維持していくために、今後の神津島内における海域利用の関係性を注視していく必要がある。

#### 謝辞

本研究を進めるにあたり、神津島観光協会清水勝彦様、神津島ダイビング協会松江慎一郎様、神津島村役場清水豊様、神津島漁業協同組合稲葉忠道様からは、神津島の海域利用の

現状についてご教示頂いた。ここに深謝する。

本研究は、首都大学東京・都市科学連携機構におけるFS研究、『自然エネルギー開発に関連した観光政策と島嶼振興』の助成により実施した。

#### 参考文献

圓田浩二 2006. 座間味村におけるスキューバダイビングの歴史とその課題. 沖縄大学人文学部紀要 9:p33-42

圓田浩二 2009. 日本におけるスクーバ・ダイビングの変容: 1950年代から1990年代まで. 沖縄大学人文学部紀要 11:1-12  
池 俊介 2009. 伊豆半島におけるダイビング観光地の成立と展開. 立教大学観光学部紀要 11:p79-96

Cカード協議会ホームページ

(閲覧日 2012年1月8日)

<http://www.c-card.org/index.html>

『海面利用協議会等の設置について』, 農林水産省(平成7年)  
高橋勅徳 2011. 社会的企業-社会企業家の理論的・経験的検討 座間味村におけるダイビング産業の成立とサンゴ礁保全組織の形成を通じて. 首都大学東京社会科学リサーチペーパーシリーズ:p1-33

池 俊介、有賀さつき 1999. 伊豆半島大瀬崎におけるダイビング観光地の発展. 新地理.47:1-22

沖縄県宮古島市ホームページ

(閲覧日:2012年11月28日)

<http://www.city.miyakojima.lg.jp/>

上田不二夫 1996. 宮古島ダイビング事件と水産振興—海洋性レクリエーション事業への対応と漁協事業—. 佐竹五六・池田恒男ほか著「海の『守り人』論2 ローカルルールの研究—ダイビングスポット裁判検証から—」まな出版企画:192-238

横尾良隆 2004. ダイビング事業の進展に伴う地域社会との葛藤. 立教大学観光学部紀要.6:p1-12

山中有一 2005. 与論島の漁業、観光(ダイビング)から見た沿岸環境の問題点. 南太平洋海域調査研究報告 42:p152-156

神津島村役場ホームページ

(閲覧日:2011年7月28日)

<http://vill.kouzushima.tokyo.jp/>

『平成23年度神津島村の概要資料』東京都神津島村『漁業法概要』水産庁

(閲覧日:2011年9月10日)

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_siryou/pdf/004\\_gyogyouhou\\_gaiyou.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siryou/pdf/004_gyogyouhou_gaiyou.pdf)

海上保安庁 CeisNet

(閲覧日:2012年1月11日)

<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS>

PADI JAPAN ホームページ

(閲覧日:2011年4月30日)

<http://www.padi.co.jp/>

アクアメイトダイビングクラブホームページ

(閲覧日:2011年9月10日)

<http://hwbb.gyao.ne.jp/kouzu-pc/>

ティアーズブルーホームページ

(閲覧日:2011年9月10日)

<http://www.tearsblue.jp/>

南国ホームページ

(閲覧日:2011年9月10日)

<http://www6.ocn.ne.jp/~nangoku1/>

バグース ホームページ

(閲覧日:2011年9月10日)

<http://www12.ocn.ne.jp/~bagus/>

神津島漁業協同組合ホームページ

(閲覧日:2012年1月25日)

<http://jf-kouzushima.jp/>

『平成23年神津島観光便覧』東京都神津島村

『神津島地区海面利用協議会規約』

『神津島地先ダイビング利用協定書』

神津島港吉郎平丸

(閲覧日:2011年9月11日)

<http://www.kichirohei.com/>